

## 令和8年小野町議会定例会3月会議

### 議 事 日 程 （第3号）

令和8年3月13日（金曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 委員長の審査結果報告（各部常任委員会委員長）
- 日程第 2 委員長の報告に対する質疑
- 日程第 3 議案第 4号 小野町債権管理条例について  
〔討論、採決、以下日程第5まで同じ〕
- 日程第 4 議案第 5号 小野町消防施設整備基金条例について
- 日程第 5 議案第 6号 小野町浄化槽整備事業資金貸付基金条例について
- 日程第 6 議案第 7号 小野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について  
〔討論、採決、以下日程第19まで同じ〕
- 日程第 7 議案第 8号 小野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 9号 小野町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第10号 小野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第11号 小野町地域安全の推進に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第12号 小野町浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第13号 小野町屋内ゲートボール場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について  
て
- 日程第13 議案第14号 小野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第15号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第16号 小野町勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第17号 小野町多目的研修集会施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について  
て
- 日程第17 議案第18号 小野町公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第19号 小野町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第20号 小野町文化・体育振興基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第21号 なつい自然公園設置及び管理に関する条例を廃止する条例について  
〔討論、採決、以下日程第24まで同じ〕
- 日程第21 議案第22号 小野町高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第22 議案第23号 小野町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例について
- 日程第23 議案第24号 小野町保健師養成奨学金貸与条例を廃止する条例について
- 日程第24 議案第25号 小野町ふるさと水と土保全基金条例を廃止する条例について
- 日程第25 議案第27号 令和7年度小野町一般会計補正予算（第7号）  
〔討論、採決、以下日程第31まで同じ〕



|                                         |             |                                     |           |
|-----------------------------------------|-------------|-------------------------------------|-----------|
| 町 長                                     | 村 上 昭 正 君   | 副 町 長                               | 藤 本 達 君   |
| 教 育 長                                   | 有 賀 仁 一 君   | 総 務 課 長 兼<br>デ ジ タ ル<br>推 進 室 長     | 先 崎 秀 一 君 |
| 企画政策課長兼<br>まちづくり<br>推 進 室 長             | 折 笠 顕 一 君   | 町 民 生 活 課 長                         | 矢 吹 昌 之 君 |
| 健康福祉課長                                  | 佐 藤 金 哉 君   | 子 育 て 支 援 課 長                       | 吉 田 隆 君   |
| 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 長<br>事 務 局 長 | 西 牧 英 一 君   | 地 域 整 備 課 長 兼<br>新 庁 舎 整 備 室 長      | 矢 吹 浩 司 君 |
| 教 育 課 長                                 | 赤 坂 泰 秀 君   | 会 計 管 理 者<br>兼 出 納 室 長<br>兼 税 務 課 長 | 味 原 ・ 一 君 |
| 代表監査委員                                  | 佐 久 間 金 治 君 |                                     |           |

---

職務のため出席した者の職氏名

|         |           |     |         |
|---------|-----------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 郡 司 治 子   | 書 記 | 鈴 木 健 之 |
| 書 記     | 吉 田 浩 太 朗 | 書 記 | 国 分 勝 理 |

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（田村弘文君） ただいまから令和8年小野町議会定例会3月会議、第9日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は12名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

---

◎議事日程の報告

○議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎委員長の審査結果報告

○議長（田村弘文君） 日程第1、各部常任委員会より、付託事件の審査結果の報告を求めます。

初めに、予算決算常任委員会の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

7番、先崎勝馬委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 先崎勝馬君登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（先崎勝馬君） 予算決算常任委員会における付託事件の審査の結果並びに経過について、ご報告申し上げます。

令和8年小野町議会定例会3月会議において、予算決算常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、審査の結果と経過につきましては、お手元に配付の委員長報告のとおりであります。

以上、申し上げまして、予算決算常任委員会の報告といたします。

○議長（田村弘文君） 次に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長。

6番、緑川久子委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 緑川久子君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（緑川久子君） 令和8年小野町議会定例会3月会議において、総務文教常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第4号 小野町債権管理条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、町が保有する町税以外の金銭債権については、これまで諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例に基づき、公債権を管理してきましたが、私債権を加えた町の金銭債権全般の取扱いを規定するため、

本条例を制定し、徴収条例を廃止するものであります。あわせて、関連する条例から延滞金利率の規定を削除するなど、所要の規定の整備を行うものであります。

公債権における督促手数料の廃止や延滞金利率の見直しのほか、私債権における遅延損害金の徴収、債権放棄の手続などを規定し、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第5号 小野町消防施設整備基金条例について、町民生活課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、消防施設の整備に必要な資金を確保するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、消防施設整備基金を設置し、石油貯蔵施設立地対策等交付金を財源として積立てを行うため、条例を制定し、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第6号 小野町浄化槽整備事業資金貸付基金条例について、町民生活課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、小野町浄化槽整備事業について、地方公営企業法の適用を受け、一般会計の口座とは別に会計処理を行っているところであり、国・県の補助金を受け入れるまでの間、運営に必要な資金を確保するため、地方公営企業法第29条第1項による一時的な借入れを行うための基金を設置するため、条例を制定し、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第7号 小野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、令和6年に一部改正された育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づき、時間外勤務の制限を受けることができる職員の範囲を拡大するとともに、妊娠・出産や介護についての申出があった場合の措置等を定めるため、所要の改正を行い、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第8号 小野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、令和7年に一部改正された地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、仕事と育児の両立を図り、妊娠、出産、子育てをする職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう、部分休業の見直しを行うため、所要の改正を行うものであります。

現行では、正規の勤務時間の始め、または終わりにおいて、30分を単位として、1日につき2時間以内のところ、改正後は現行と同様か、1時間を単位として、10日相当の範囲内で休業できるよう改正し、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第9号 小野町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、令和8年度、小野町役場新庁舎に係る建築工事を着手するに当たり、現庁舎の住所地「字館廻92番

地」から、新庁舎建設地の住所地「宇美売32番地」に改めるものであります。

この条例の施行期日につきましては、供用開始時期が未定であることから、規則で別途定めることとなります。

次に、議案第10号 小野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、町民生活課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、住民票等各種証明書の発行手数料について、受益者負担の適正化を図るため、小野町使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき、税務課及び町民生活課において所管する手数料について、所要の改正を行い、令和8年10月1日から施行するものであります。

次に、議案第11号 小野町地域安全の推進に関する条例の一部を改正する条例について、町民生活課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、条例に規定する犯罪、事故、災害、青少年問題を対象としている町の責務を、防犯に対する責務へと見直しを行い、所要の改正を行うものであります。

また、地域安全推進協議会に関する規定について、同様の会議は当町の防犯協会において担っていることから、規定を削除するものであり、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第12号 小野町浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例について、町民生活課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、市町村設置型の浄化槽の整備に関して、平成23年度の事業開始時に比べ工事単価が上昇しているため、設置申請者が負担する分担金を改正したく、所要の改正を行い、周知期間等を考慮し、令和9年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第16号 小野町勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、教育課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、勤労青少年ホームの使用料について、受益者負担の適正化を図るため使用料を見直し、所要の改正を行うものであり、令和8年10月1日から施行するものであります。

次に、議案第17号 小野町多目的研修集会施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、教育課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、小野町多目的研修集会施設の使用料について、受益者負担の適正化を図るため使用料を見直し、所要の改正を行うものであり、令和8年10月1日から施行するものであります。

次に、議案第18号 小野町公民館条例の一部を改正する条例について、教育課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、公民館及び雁股田分館の使用料について、受益者負担の適正化を図るため使用料を見直し、所要の

改正を行うものであり、令和8年10月1日から施行するものであります。

次に、議案第19号 小野町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、教育課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、町民体育館や野球場などの社会体育施設の使用料について、受益者負担の適正化を図るため使用料を見直し、所要の改正を行うものであり、令和8年10月1日から施行するものであります。

次に、議案第20号 小野町文化・体育振興基金条例の一部を改正する条例について、教育課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、特別会計において管理していた基金について、一般会計において基金を管理し、運用益等の計上すべき予算を一般会計歳入歳出予算とし、町の文化及び体育振興のために必要と認めるときは、これを処分することができるよう改正するものであり、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第21号 なつい自然公園設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、町民生活課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、山間部にあり、利用者も少なく、防犯上においても問題があること、年1回程度の環境整備では公園としての機能を保てないこと、また、遊具等について経年劣化により破損し使用できないなどの要因から、条例を廃止するものであります。

この条例の施行期日は、株式会社ウィズウェイストジャパンと締結しています行政財産貸付契約の満了日が令和8年3月31日であることから、令和8年4月1日に施行するものであります。

次に、議案第22号 小野町高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、町民生活課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、国民健康保険法の改正により、平成19年度から70歳未満の者を対象とした限度額適用認定証の交付及び限度額を超えた高額療養費の現物給付化が導入されたことから、貸付けを利用する者が減少し、平成23年度を最後に貸付けの実績がないところであり、今後も本制度を利用する見込みがないことから、条例を廃止し、令和8年3月31日に施行し、基金積立額300万円については、国民健康保険特別会計に繰入れするものであります。

次に、議案第23号 小野町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例について、町民生活課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、青少年問題協議会については、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的政策の樹立につき、必要な事項について調査審議及び適切な実施を期するために、必要な関係機関との連絡調整を図るため設置していましたが、本協議会が設置された当時と比べ、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、協議会の設置趣旨である少年の非行問題において、当協議会で対応する項目がないことから条例を廃止し、公布の日から施

行するものであります。

次に、議案第24号 小野町保健師養成奨学金貸与条例を廃止する条例について、町民生活課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、条例施行時、国民健康保険事業の保健事業を実施するため、保健師が必要とされていた中、将来役場に勤務しようとする者に奨学金を貸与し、人材確保を図ったところではありますが、奨学金を受けた者については、保健師として勤務する義務があること、採用が約束されたものではないこと、ほかの奨学資金の貸付制度が充実していることなどの要因から、今後本制度を継続する意義が薄れており、条例を廃止し、公布の日から施行するものであります。

以上が、令和8年小野町議会定例会3月会議において総務文教常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

○議長（田村弘文君） 次に、厚生産業常任委員会の報告を求めます。

厚生産業常任委員会委員長。

5番、會田百合子委員長。

〔厚生産業常任委員会委員長 會田百合子君登壇〕

○厚生産業常任委員会委員長（會田百合子君） 令和8年小野町議会定例会3月会議において、厚生産業常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第13号 小野町屋内ゲートボール場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、健康福祉課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、利用者の減少や維持管理経費の現状に対応した区分及び金額といたく所要の改正を行うものであります。「利用者1名につき、1時間当たりの使用料」から「施設全部の1時間当たりの使用料」に改正するものであり、令和8年10月1日から施行するものであります。

次に、議案第14号 小野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、地域整備課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、道路法施行令の一部を改正する政令が令和7年12月26日に公布され、令和8年4月1日から占用料の額が改定されることから、政令に準じて占用料の額を改正するため所要の改正を行うものであります。

次に、議案第15号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例について、地域整備課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、公営七生根住宅1戸及び公営前之内住宅2戸を除却したことに伴い、団地合計数を222戸から219戸にいたく所要の改正を行うものであり、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第25号 小野町ふるさと水と土保全基金条例を廃止する条例について、産業振興課長に出席を求

め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、基金設置以来、現在まで基金を活用した取組はなく、中山間地域直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用した取組により、集落共同活動を推進していることから、今後も基金を活用した事業を実施する予定がないことから、条例を廃止するものであり、令和8年3月31日施行するものであります。

次に、議案第41号 権利の放棄について（水道料金）であります。地域整備課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、一度賛成少数につき否決されましたが、委員より再議の請求があり、委員会を開催し、地域整備課長より再度詳細な説明を受け、権利を放棄することに全委員が賛成し、可決すべきものと決定いたしました。

本案は、債務者が所在不明となっている水道料金に係る金銭債権の権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

審査の中で委員から、給水条例の見直しや料金回収方策の再検討、給水停止に至るまでのマニュアルの検討、現存する水道料金の債権保全等に万全を期すようにとの発言がありました。

以上が、令和8年小野町議会定例会3月議会において、厚生産業常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

---

#### ◎委員長の報告に対する質疑

○議長（田村弘文君） 日程第2、各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

これで各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

---

#### ◎議案第4号～議案第6号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第3、議案第4号 小野町債権管理条例についてから日程第5、議案第6号 小野町浄化槽整備事業資金貸付基金条例についてを一括して議題といたします。

これより討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

◎議案第4号～議案第6号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第4号 小野町債権管理条例についてから議案第6号 小野町浄化槽整備事業資金貸付基金条例についてまでの3議案について一括してお諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第4号から議案第6号までの3議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

---

◎議案第7号～議案第20号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第6、議案第7号 小野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第19、議案第20号 小野町文化・体育振興基金条例の一部を改正する条例についてまでの14議案を一括して議題といたします。

これより討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

---

◎議案第7号～議案第20号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第7号 小野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第20号 小野町文化・体育振興基金条例の一部を改正する条例についてまでの14議案についてお諮りいたします。本案は、それぞれ原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第7号から議案第20号までの14議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

---

◎議案第21号～議案第25号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第20、議案第21号 なつ自然公園設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてから日程第24、議案第25号 小野町ふるさと水と土保全基金条例を廃止する条例についてまでの5議案を一括して議題といたします。

これより討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

---

◎議案第21号～議案第25号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第21号 なつい自然公園設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてから議案第25号 小野町ふるさと水と土保全基金条例を廃止する条例についてまでの5議案についてお諮りいたします。本案は、それぞれ原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第21号から議案第25号までの5議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

---

◎議案第27号～議案第33号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第25、議案第27号 令和7年度小野町一般会計補正予算（第7号）から日程第31、議案第33号 令和7年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）まで、7議案を一括して議題といたします。

これより討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

---

◎議案第27号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

初めに、議案第27号 令和7年度小野町一般会計補正予算（第7号）についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第27号 令和7年度小野町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第28号～議案第33号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案第28号 令和7年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第33号 令和7年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）までの6議案についてお諮りいたします。本案は、それぞれ原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第28号から議案第33号までの6議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

---

◎議案第34号～議案第39号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第32、議案第34号 令和8年度小野町一般会計予算から日程第37、議案第39号 令和8年度小野町水道事業会計予算まで、6議案を一括して議題といたします。

これより討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

---

◎議案第34号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

初めに、議案第34号 令和8年度小野町一般会計予算についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第34号 令和8年度小野町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第35号～議案第39号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案第35号 令和8年度小野町国民健康保険特別会計予算から議案第39号 令和8年度小野町水道事業会計予算までの5議案についてお諮りいたします。本案は、それぞれ原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第35号から議案第39号までの5議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

---

◎議案第41号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第38、議案第41号 権利の放棄について（水道料金）を議題といたします。

これより討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

---

◎議案第41号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第41号 権利の放棄について（水道料金）についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第41号 権利の放棄について（水道料金）は、原案のとおり可決されました。

---

◎特別委員会委員長の中間報告

○議長（田村弘文君） 日程第39、特別委員会に付託中の事件について、会議規則第47条第1項の規定に基づき、この際、中間報告を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、特別委員会の中間報告を求めることに決定いたしました。

初めに、議会改革特別委員会の報告を求めます。

議会改革特別委員会委員長。

11番、中野孝一委員長。

〔議会改革特別委員会委員長 中野孝一君登壇〕

○議会改革特別委員会委員長（中野孝一君） 令和8年小野町議会定例会3月会議において、議会改革特別委員会の活動経過について中間報告をいたします。

議会改革特別委員会につきましては、開かれた議会、親しまれる議会を目指し、議会運営全般に係る諸課題について、協議を行っております。

第4回の会議を12月18日に、また、第5回の会議を1月9日に開催し、引き続き議員定数の見直しについて

議論した結果、定数見直しを行った他町村議会への視察を行うことを決定しました。

1月22日、田村議長に同行いただき、委員長、副委員長及び事務局職員により、昨年12月会議で議員の定数削減が可決された玉川村議会を視察いたしました。視察時には、玉川村議会の正副議長及び事務局長に対応いただき、定数見直しの経緯、議員間の討議、採決までの流れ等につきましての説明と質疑等を含め意見交換を行いました。

なお、視察内容につきましては、2月10日開催の第6回の会議において委員に対し報告いたしました。

これまでの会議で、様々な意見が出され、慎重に協議を重ねてまいりましたが、人口規模の将来見通し、他自治体の状況等を総合的に勘案し、2月24日の開催の第7回会議において、各議員より意見を聴取した結果、議員削減に賛成する意見が多数だったことから、議員定数を削減することといたしました。

そのほかにも検討すべき諸課題に関する多くの意見が出されておりますので、今後も調査研究を継続し、問題解決に努めてまいります。

今後も、町民の評価が得られるような議会改革を進めていくことに決したことを申し添え、当議会改革特別委員会の中間報告といたします。

○議長（田村弘文君） 次に、新庁舎建設等検討特別委員会の報告を求めます。

新庁舎建設等検討特別委員会委員長。

10番、水野正廣委員長。

〔新庁舎建設等検討特別委員会委員長 水野正廣君登壇〕

○新庁舎建設等検討特別委員会委員長（水野正廣君） 令和8年小野町議会定例会3月会議において、新庁舎建設等検討特別委員会の活動経過について中間報告をいたします。

新庁舎建設等検討特別委員会につきましては、2月13日に、議会全員協議会の会議の中で、造成工事並びに解体工事現場の現在の状況について説明を受けました。それに伴い、3月12日、田村議長にも出席いただき、工事現場付近において、新庁舎整備室長等の説明の下、工事の進捗状況を視察いたしました。

特別委員会といたしましては、今後も随時報告いただき、所管事項の調査・検討活動を精力的に行いながら、新庁舎等の建設等に協力体制を取っていくことといたしました。

以上、当新庁舎建設等検討特別委員会の中間報告といたします。

○議長（田村弘文君） ただいまの各特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、委員長報告に対する質疑を終わります。

暫時休議といたします。

これより、追加議事の資料を配付いたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時14分

○議長（田村弘文君） 追加議事日程及び議員提出議案第1号から議員提出議案第2号までの議案を配付いたしましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） なければ再開いたします。

---

#### ◎議員提出議案第1号の上程、説明

○議長（田村弘文君） 追加日程第1、議員提出議案第1号 議員派遣についてを議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第1号 議員派遣について、8番、竹川里志議員の説明を求めます。

8番、竹川里志議員。

〔8番 竹川里志君登壇〕

○8番（竹川里志君） 議員提出議案第1号 議員派遣について、小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

令和8年3月13日提出。

提出者、竹川里志、賛成者、先崎勝馬、同じく宗像芳男、同じく緑川久子、同じく會田百合子、同じく羽生洋市の各議員であります。

提案理由、地方自治法第100条第13項及び小野町議会会議規則第127条第1項の規定に基づき、議員を派遣するため提出する。

以上であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

---

#### ◎議員提出議案第1号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第1号 議員派遣について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

---

◎議員提出議案第1号の討論

○議長（田村弘文君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第1号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

---

◎議員提出議案第1号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第1号 議員派遣について、お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号については、原案のとおり可決されました。

---

◎議員提出議案第2号の上程、説明

○議長（田村弘文君） 追加日程第2、議員提出議案第2号 小野町議会の議員の定数に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第2号 小野町議会の議員の定数に関する条例の一部を改正する条例について、9番、宗像芳男議員の説明を求めます。

9番、宗像芳男議員。

〔9番 宗像芳男君登壇〕

○9番（宗像芳男君） 議員提出議案第2号 小野町議会の議員の定数に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第112条及び小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

令和8年3月13日提出。

提出者、宗像芳男、賛成者、中野孝一、同じく水野正廣、同じく竹川里志、同じく先崎勝馬、同じく緑川久子、同じく會田百合子、同じく羽生洋市、同じく國分順一、同じく橋本善雄、同じく古崎泰介の各議員であります。

提案理由、人口減少や少子高齢化の進行、物価高騰の影響など、町を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある中で、議員定数についても時代に即した見直しが求められている。

当議会ではこれまで、議会の在り方や議員定数の見直しについて検討を重ねてきたが、町の人口規模の将来見通しや他自治体の動向も踏まえれば、一定数の削減はやむを得ないとの結論に至った。

議員自らが身を切る改革を行うとともに、定数削減によって議会機能が損なわれることのないよう、議員一人一人が議員としての責任を強く持ち、議員の質の向上に努めることで、町民の負託に応えていくものとする。

よって、議員定数を現行の12名から10名に改めるため、本条例改正案を提出する。

以上であります。

---

#### ◎議員提出議案第2号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第2号 小野町議会の議員の定数に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

---

#### ◎議員提出議案第2号の討論

○議長（田村弘文君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第2号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

---

#### ◎議員提出議案第2号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第2号 小野町議会の議員の定数に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたし

ます。本案は、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議員提出議案第2号 小野町議会の議員の定数に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（田村弘文君） これで、定例会3月会議に付議された事件は、全て終了いたしました。

---

#### ◎議長挨拶

○議長（田村弘文君） 定例会3月会議の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は9日間にわたり、条例の新設、改廃、補正、そして当初予算、計画策定、契約変更、権利の放棄など、執行部提出案件38議案、議員提出2議案など、町政執行上、また議会活動上の重要な案件の審議でありましたが、議員各位、執行部の皆さんの連日のご精励により、議会運営委員会より示された会期及び議事日程の運営方針どおりに議了することができました。円滑な議事運営にご協力をいただきましたことに、改めて感謝を申し上げます。

また、一般質問においては、7名の議員が登壇し、町の事務事業各般にわたり質問し、町長、教育長及び所管課長より答弁をいただきました。一般質問及び常任委員会等出されました質疑、意見、要望等を十分に踏まえられ、今後の各種施策に推進を図られますよう期待をいたしております。

また、議員提出の小野町議会の議員の定数に関する条例の改正については、令和6年1月の改選で、定数を下回った中での無投票になったことを踏まえ、議会内に特別委員会を設置し、議会活性化や成り手不足の解消などについて協議をいたし、定数が12名の議員が誕生してから、これ昨年の3月以降であります、特別委員会の中で協議を重ねてまいりました。結果については、先ほどの議会改革特別委員会委員長の報告並びに議員提出議案第2号での結果であり、平成23年9月以来の条例改正でもあります。

議員の定数を削減するため、条例を改正する議案に賛同いただいた全議員の皆さんの英断に改めて敬意と感謝を申し上げます。

一方、議員数が少なることによる弊害は大きいものがあると思われませんが、地域の多様な民意を集約する議会の役割は大きいものであり、多様な人材が参画し、地域住民に開かれた議会を実現していくことが求められております。

また、住民の安全・安心の確保と、福祉の向上、地方議会が抱える課題など、議員の数に関係なく諸課題の解決に向けて、努めていくことが責務であることを踏まえ、諸課題に対応できるような議会の体制づくりにも

努めてまいります。

3月の中旬を迎え、桜の開花予想日が報じられておりますが、当地方はまだまだ寒暖の差が大きい日が続くと思いますので、議員各位、町執行部の皆さんにおかれましては、ご自愛をいただき、引き続き町政進展と町民の福祉向上にご尽力くださるようお願いいたしまして、本定例会のご挨拶といたします。お世話になりました。ありがとうございました。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（田村弘文君） この際、町長から発言があれば、これを許します。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 令和8年小野町議会定例会3月会議の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

本定例会には条例制定案件3件、条例改正案件14件、条例廃止案件5件、計画策定案件1件、令和7年度各会計補正予算案件7件、令和8年度各会計当初予算案件6件、契約締結案件1件、権利の放棄案件1件の議案38件をご提案申し上げましたところでありますが、議員の皆様には連日ご精励の上、慎重ご審議の結果、ご議決を賜りまして誠にありがとうございました。

また、一般質問での多岐にわたるご質問やご提案、更には委員会審議の過程でいただきましたご意見、ご助言に対しましては、趣旨を十分に踏まえまして今後の町政運営に努めてまいります。

さて、令和8年度には、防災拠点機能や保健センター機能を複合化した役場新庁舎の整備が始まります。大規模プロジェクトとなりますが、ご議決賜りました過疎地域持続的発展計画に基づく財源等を有効に活用しながら、事業を進めてまいりたいと考えております。

また、物価高騰の影響を受ける町民や事業者の支援を引き続き行いながら、町民が幸せを実感し、住み続けたいと感じるまちづくりを町民と協働で進めてまいります。

結びに、季節の変わり目で、寒暖の差が大きい日が続きますので、議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意をいただき、引き続き町政の発展のため、ご指導ご支援賜りますようよろしくお願い申し上げ、閉会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 本日の会議はこれをもって散会といたします。

散会 午後 2時30分